

## 競争参加者の資格に関する公示

美保（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年4月1日

中国四国防衛局長 西方 孝

- 1 件名 美保（６）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事
- 2 履行場所 鳥取県境港市
- 3 業務概要 本業務の概要は以下のとおり。

美保外（６）施設最適化総合設計に対し施工者の観点から技術提案を行うもの  
主な施設

### 【美保基地】

建替施設（建替後の施設）

- ・ 隊舎新設 4階建 約4,300㎡、隊舎新設 3階建 約2,700㎡、  
体育館・プール新設 2階建 約1,800㎡、器材庫新設 1階建 約4,600㎡、  
器材庫新設 1階建 約1,300㎡、庁舎新設 3階建 約2,700㎡※、  
食厨新設 1階建 約1,300㎡、仮設隊舎 3階建 約3,200㎡
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物 計33棟、計約3,400㎡

改修施設

- ・ 庁舎改修 2階建 約2,000㎡、隊舎改修 3階建 約2,000㎡、  
隊舎改修 5階建 約3,400㎡、格納庫改修 1階建 約4,200㎡、  
器材庫改修 2階建 約5,500㎡、格納庫改修 3階建 約11,000㎡、  
整備場改修 1階建 約1,500㎡、整備場改修 2階建 約4,300㎡、  
格納庫改修 1階建 約6,600㎡、車庫改修 1階建 約1,000㎡、  
器材庫改修 1階建 約1,600㎡、倉庫改修 1階建 約1,200㎡、  
庁舎改修 3階建 約2,500㎡、整備場改修 1階建 約2,100㎡、  
倉庫改修 1階建 約4,800㎡
- ・ 上記以外の1,000㎡未満の建物 計84棟、計約11,000㎡

仮設一式、建物付帯一式、解体工事一式、基地内幹線ユーティリティー式

注1) ※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、技術協力業務の契約を締結した後に受注者と協議を行うものである。

注2) 令和6年度に工事契約を予定している施設はない。

注3) 各施設の面積は延床面積

- 4 競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等

- (1) 交付期間 公示日から令和6年7月25日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時まで。ただし、最終日は正午まで。
- (2) 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
<http://www.dfeg.mod.go.jp/>
- (3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

## 5 申請書の提出

- (1) 提出期間 公示日から令和6年4月22日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで（正午から午後1時までの間を除く）。ただし、最終日は正午まで。なお、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る（以下「郵送等」という。）若しくは電子メールによる場合は令和6年4月22日正午までに必着とする。

なお、令和6年4月22日以降も当該案件に係る優先交渉権者の選定日まで随時受け付けるが、優先交渉権者の選定日までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

- (2) 提出場所

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国四国防衛局総務部契約課契約審査第2係

TEL 082-223-7233

FAX 082-222-3027

メールアドレス keiyaku-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp

- (3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送等若しくは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で令和5・6年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ 共同企業体協定書の写し

ウ 下記6(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」（令和6年4月1日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

- (4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 6 特定建設工事共同企業体としての資格

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者の組合せとする（最大7者）。

ア 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式

工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。)また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る「A」、「B」又は「C」の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること。

イ 防衛省競争参加資格の経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。以下同じ。)が特定建設工事共同企業体の代表者は、「建築一式工事：1,200点以上」であること。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、「建築一式工事：830点以上」、「土木一式工事：830点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」又は「電気通信工事：870点以上」であること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、「建築一式工事：990点以上」又は「土木一式工事：990点以上」のいずれかであること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(通達)(防整施(事)第150号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

## (2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成21年度以降公示日までに、元請け又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建て以上、かつ延面積2,500㎡以上(1棟当たり)の新設建築工事を施工した実績を有すること

代表者以外の構成員は、平成21年度以降公示日までに、元請け又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡し完了した国内における工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事の実績、又は土木工事(面積・構造は問わない)の実績を有すること。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、防衛省競争参加資格の経営事項評価数値が建築一式工事990点以上又は土木一式工事990点以上であり、かつ、平成21年度以降公示日までに、元請け又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡し完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上2階建て以上、かつ延面積3

00㎡以上（1棟当たり）の新設又は改修建築工事の実績、又は土木工事（面積・構造は問わない）の実績を有する者とする。

イ 建設業法の建築一式工事、土木一式工事、電気工事、管工事又は電気通信工事のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 代表者は、建築一式工事に係る次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、また、代表者以外の構成員については、各構成員に応じた業種毎の主任技術者を令和7年度以降の予算で執行予定の当該工事に専任で配置できること。

(ア) 監理技術者等は、1級建築施工管理技士、一級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格証および監理技術者講習修了証を有する者であること。

(イ) 特定建設工事共同企業体の代表者が配置する監理技術者等は、平成21年度以降公示日までに、次の①又は②のうち、いずれかの経験を有する者であること。

①元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、新設又は改修の建築工事を施工した経験を有する者であること。

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

②総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、新設又は改修の建築に係る総合発注工事における建築工事を施工した経験を有する者であること。

ただし、総合発注工事の一次下請けとして完了した工事において、工事成績評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなす。

(ウ) 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

(エ) 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

エ 特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該技術協力業務に配置できる者であること。

(ア) 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

(イ) 一級建築士の資格を有する者。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、プロポーザル方式に関する説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

7 競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記5により申請することができる。この場合、上記6(1)ア及

びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記6(1)ア及びイに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記6(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

#### 8 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

#### 9 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

#### 10 その他

- (1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「美保(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事〇〇〇建設・〇〇〇建設・〇〇〇建設 最適化事業建設共同企業体」とする。
- (2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。